

[ 平成15年第 1回 2月定例会-03月19日-05号 ]

◆1番（松坂知恒議員） 連合同志会の松坂でございます。

同じ会派の沖洋司議員と松坂は、25号議案、広島市住民投票条例の制定について、原案に賛成です。昨日可決されました修正案には反対です。また、本日提案の第10号議案にも反対です。理由を述べます。

理由の第一はですね、憲法第93条第2項には、地方公共団体の長は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するとあります。主権者である市民が、直接投票で市長を選挙するという直接民主主義が憲法上制定されています。これは、市長に権限を委任するが、市長は市民に対し直接責任を持つということでもあります。

また、主権者である市民は、市長選挙のときだけ主権者であるわけではなく、常に主権者であるということは、憲法第1条に国民主権として保障されています。つまり、4年間の委任を受けた市長は、主権者である市民に対して直接行政責任を有しており、極めて重要な案件については、その可否を問うことが主権者である市民から求められていることは当然であります。市民にとってみれば、大事なことを決めるときは、市長は私たちの意見を聞いてくださいと主張することは当然の権利であり、市長はそれにこたえて、住民投票という機会を設け、市民にその案件についての可否を問うのも当然の責務であります。

原案は、その憲法93条第2項の直接民主制を忠実に具現化したものと言えます。

一方、修正案は、二つの案ともに、市長の持つ市民に対する直接行政責任については、市長発議条項を削除することにより直接責任を果たさなくてよい。市長の方から市民の意見を聞かなくてよいと述べているわけで、主権者たる市民にとって、その主権を制限されるものになるとの懸念が残ることになり、修正案には反対です。

理由の第2について述べます。

一方、地方自治法によりますと、自治体の意思決定は議会または市長という、選挙された住民代表の権限と規定しています。そこで、実際の住民投票条例では、市長らの決定に当たり、住民投票機関の結果を尊重するものとする条文中に定めるのが通例であり、原案も修正案も同様となっております。尊重するという言葉は、拘束されるということとは明らかに異なっておりまして、実際のところ、取り扱いにおいて参考とするという取り扱いをしても違法ではありません。

つまり、住民投票とは、主権者たる市民の意見を伺う諮問住民投票と定めるのが通例です。尊重するという用語は、この住民投票は諮問住民投票であると解釈するのが妥当と言えます。住民投票の結果は重いものですが、取り扱い上は拘束されず、あくまで参考とするわけですから、参考投票である以上、有効投票率の定めなどは適当ではありません。つまり、2分の1とか3分の1といった成立要件を附帯することは適当ではないと考えます。したがって、二つの修正案には反対です。

第3の理由について述べます。

二者択一か三者以上から一つ選ぶかの問題ですが、住民投票の設問はわかりやすくあるべきで、また、恣意的な要素が入ってはならないということについては皆さんと同感であります。基本的に二者択一であるべきと考えますが、一方で、多様な市民意見を尊重する意味で、三者以上から一つ選ぶ設問方法の選択も残すべきであり、二者択一に限るという修正案には反対です。

以上、反対理由を述べましたが、原案は、本会議や委員会の市長答弁を聞く限り、諮問住民投票として定めると私は理解しております。一方で、修正案は、成立要件によって高いハードルを設け、成立しにくくしているわけですから、その投票結果は諮問あるいは参考とするといった考えに基づくものではなくて、その結果に拘束されるという考えにかなり近いものと理解されます。主権者たる市民にとりましては、住民投票の結果は、修正案のとおりということになりますと、極めて重い結果として市長も市議会も尊重するべきであると、そういう理解のもとに皆さん御投票の御判断をしていただきたいと思います。先ほどから、討論にありました各議員の意見に若干の反論をいたしますが、村上通明議員、中森議員、若林議員は、2分の1は高いハードルで3分の1は高いハードルにならないと述べられておりますが、成立要件をゼロにすることが、より低いわけですから、より望ましいのではないかと反論いたします。

また、福島議員は、住民投票の結果に縛られる弊害について述べられました。ですから、住民投票を諮問住民投票と考え、結果についてはありのままを尊重するというのが望ましいのではないかと、そのように思います。

以上で討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。

◆1番（松坂知恒議員） 第69号議案、助役の選任同意案について賛成討論を行います。

現在、広島市の助役は山田康助役1名のみであり、110万政令市の広島市として、秋葉市長、山田助役の多忙さは想像を絶するものがあると思います。二人目の助役を一日も早く選任し、助役の務めに当たらせることは急務であり、賛成です。

助役候補の猪爪範子さんは、その経歴にもあるように、日本観光協会調査部に入られて以来、地域のまちづくり、企業起こしに携わられております。猪爪さんが、まちづくり、まちおこしにかかわられた大分県の由布院温泉は、皆さん御存じのとおり、かつてはひっそりとしたひなびた温泉でしたが、現在は、九州観光のメッカとして多くの宿泊客が訪問し、旅行業者のパックツアーでも、必ず九州では由布院温泉に宿泊するスケジュールが組まれております。また、埼玉県の川越市あるいは広島県の高宮町におきましても、ユニークなまちづくりに猪爪さんがかかわっておられると聞いております。

翻って、広島市は、原爆ドームを初め広島城や縮景園、国宝の不動院など貴重な文化遺産や観光資源もあり、また、本通り、シャレオなどの商店街もあり、公共交通機関もそれなりに整っております。しかし、何か、点、スポットとしての施設はあるが、面としての

整備が不十分で、地域を散策するには回遊しにくく、物足らなさを常に感じております。広島の魅力づくりに、この回遊性の構造を視点に据えたまちづくりが求められます。

その点、猪爪さんは、何度か私は直接会ってお話を伺いましたが、多くの知識、豊富な経験、高い見識を兼ね備えておられ、さすがに公募して第一位に選ばれた方だと思いました。猪爪さんこそ、21世紀の広島のまちづくりを託すに欠かすことのできないうってつけの人物であります。

ぜひ助役に選任され、大いに腕を振るって、魅力ある広島をつくり上げ、私ども市民を楽しませていただきたいと心から思います。

助役の選任については、議会の同意を得ることが地方自治法上示されていますが、選任案に不同意はあくまで候補者個人についての話であって、提案する市長に対する政治的反発から、議会が不同意を続けるようなことは、議会の同意権の乱用と言わなければなりません。また、今まで、猪爪さんの助役選任に反対する討論は、昨年3月、6月、そして今回と反対討論はなかったわけで、市議会は理由もなく選任同意を否決したわけです。同意権を乱用する上に、反対理由も明確にされないなど、議会の尊厳をみずからおとしめることになるという批判にどう答えられるのでしょうか。反対理由が見当たらないのであれば、ぜひとも、この選任同意に賛成していただきたいと思います。

これで討論を終わります。御清聴ありがとうございました。